

道路法令関係Q & A

道路特定財源の用途の見直しについて

道路局路政課

やすお フムフム……。

ダイスケ 熱心に勉強してるようだね、やすお君。

やすお はい。先月号の道路行政セミナーの「平成一五年通常国会提出法案(道路関係)の概要」

を読んでいるんですよ。今国会には、道路関係の法案が四つも提出されているんです。それだけ道路行政をめぐる環境がめまぐるしく変化しているということなんです。

ダイスケ そうだね。社会資本整備に関する長期計画の在り方が見直されたり、新たな有料道路政策への転換が図られたり、正に道路行政の大転換期といっても過言ではないだろうね。

やすお ところで、それらに加えて、ずいぶん前に新聞で「道路特定財源の用途拡大」って騒がれていましたよね？ 確か、環境分野などにも道路特定財源を充てられるようになるかと……。

ダイスケ 正確に言うと、道路特定財源のうちの揮発油税等を環境分野などに充てられるようになったんだ。

やすお ふーん。「環境対策事業等」って、具体的にどの事業ですか？

やすお 具体的なことは①DPF・酸化触媒の導入支援と、②ETC車載器リース制度の創設のこと。法律上は「環境対策事業その他の政令で定める事業」と規定していて、政令(道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号)第一条第二項)で具体的に事業を規定している。政令では、それぞれ、①「自動車への粒子状物質の排出を抑制する装置の装着に対して助成を行う事業」と②「有料道路の料金の自動收受システムの高度化に関する調査を行う事業」というように規定しているんだ。

やすお うん。地下鉄整備については、追加されていかない。ちよつと整理してみようか。

やすお なるほど。揮発油税等の充当先として、新たな事業を追加したわけですね。でも新聞などでは、環境分野だけでなく、地下鉄整備などにも用途を拡大したと報じられていたと思うんですけど……。新しく追加されていないんですか？

ダイスケ うん、地下鉄整備については、追加されていかない。ちよつと整理してみようか。

やすお なるほど。一方、「道路の整備」に含まれないDPF・酸化触媒の導入支援やETC車載器リース制度の創設については、新たに揮発油税等の充当対象となるように法改正をしなければならなかったというわけなんだ。

やすお なるほど。

でも、いつそのこと環境対策事業等だけでなく、いろいろな施策に道路特定財源を充てることのできるように改正すれば良かったんじゃないですか？

道路特定財源がいろいろなところでお役に立っているのであれば、すばらしいことじゃないですか？

ダイスケ いや、それはなかなか難しいことなんだ。

道路特定財源制度は、受益者負担の原則に基づいて、自動車利用者に道路整備のための特別な負担をもらっているものなんだ。したがって、道路特定財源を、道路とは無関係の事業に充てられるようにしたり、それこそ一般財源化することなどについては、納税者である自動車利用者の理解を得ることはなかなか難しいだろうね。

今後引き続き、受益者負担という原則を踏まえた上で、あくまでも納税者の理解が得られる範囲内で、その見直しのための検討が進められるべきなんだろうね。

やすお なるほど。いろいろと勉強になりますねえ。他の法案についても、教えてくださいよ。

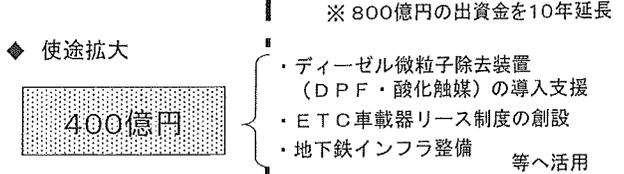
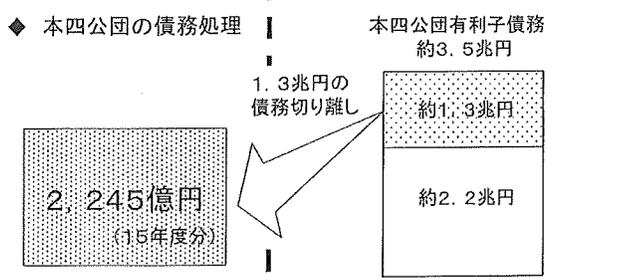
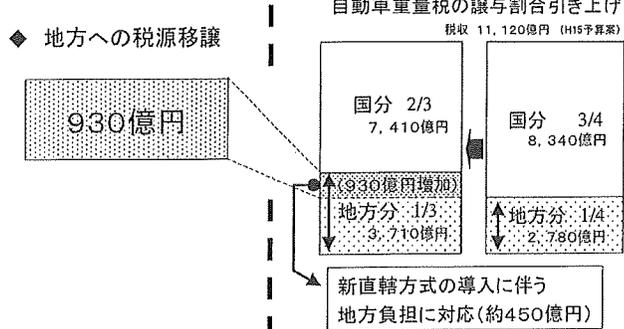
ダイスケ まずは自分で勉強してからだな。まあ、気が向いたら、そのうち教えてやるよ。

○ 道路整備緊急措置法施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）

改正案	現行
<p>道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令</p> <p>（法第二条の政令で定める道路及び事業）</p> <p>第一条 道路整備費の財源等の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条の政令で定める都道府県道その他の道路は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一、二 略</p> <p>21 法第二条の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 自動車への粒子状物質の排出を抑制する装置の装着に対して助成を行う事業</p> <p>二 有料道路の料金の自動收受システムの高度化に関する調査を行う事業</p>	<p>道路整備緊急措置法施行令</p> <p>（法第二項の政令で定める都道府県道その他の道路）</p> <p>第一条 道路整備緊急措置法（以下「法」という。）第二項の政令で定める都道府県道その他の道路は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>一、二 略</p>

道路特定財源の用途の多様化

道路特定財源総額 5兆7千億円（国3兆4千億円 地方2兆3千億円）
（H15予算案）



総額で 約 3,500億円 を新たな分野に活用

（傍線の部分は改正部分）